

野田市に定住する若者の 奨学金の返還を支援します

支援金額

支給申請した年の前年における
奨学金返還額の**70%**

上限額 **12万円/年**
累計 **60万円**まで

支援対象期間

最長 **60か月**
(5年間分)

対象となる奨学金

- ・独立行政法人 日本学生支援機構 第1種奨学金
- ・公益財団法人 交通遺児育英会 貸与型奨学金

支給対象者

次の全ての要件に該当する方

- 1 支給申請日において、野田市に住民登録している方
- 2 初めて支給申請した年の3月末時点で、**39歳以下**の方
- 3 **大学、大学院、短期大学、専修学校の専門課程等を卒業**した方
- 4 初めて支援金を申請した時から、**野田市に5年以上居住する意思**をお持ちの方
- 5 **正規雇用されている又は自ら事業を営んでいる**方
- 6 **市税を滞納していない**方
- 7 **他の奨学金返還支援制度を利用していない**方
- 8 **奨学金の返還を滞納していない**方

提出・問合せ先

野田市 企画財政部 企画調整課 企画調整係
〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1
電話：04-7197-5767

申請の手続

★奨学金返還支援金の支給には、申請が必要です。

次の書類を、野田市役所 企画調整課に持参、郵送又は市ホームページのオンライン申請により、提出してください。

- 1 野田市奨学金返還支援金支給申請書
- 2 野田市奨学金返還支援金の申請に係る就労証明書
- 3 大学等を卒業したことを確認できる書類
- 4 奨学金の返還月額及び返還回数を確認できる書類
(奨学金返還証明書、返還履歴等)
- 5 申請前年の1月から12月までの奨学金の返還額を確認できる書類
(奨学金返還額証明書、返還履歴等)
- 6 市税に関する納税証明書
(市職員による公簿確認に同意いただけない方、又は
申請年の1月1日時点で野田市在住でない方のみ)
- 7 税務署に提出した個人事業の開業届出書の写し
(自営業の方のみ)

【申請受付期間】

令和9年2月1日(月)～2月28日(日)

※オンライン申請は、上記受付期間のとおりに

※持参及び郵送による申請は、上記受付期間内の開庁日に必着のこと

返還支援のイメージ

例 令和7年3月 県外の大学卒業後、4月に野田市に居住

奨学金の借用総額：3,240,000円

返還期間：15年(返還月額18,000円)

※大学卒業後、6か月後(令和7年10月)からの返還を想定

単位：円

	R7 (支援開始)	R8	R9	R10	R11	R12 (支援終了)	R13～22	合計
返還額	54,000	216,000	216,000	216,000	216,000	216,000	2,106,000	3,240,000
支援金額	30,000 (3か月分)	120,000 (12か月分)	120,000 (12か月分)	120,000 (12か月分)	120,000 (12か月分)	90,000 (9か月分)		600,000